

新たに

「勝山市東日本大震災救援寄附金」

の受け付けを行います

市では、震災直後から社会福祉協議会と協力して、皆さまからの義援金の受け付けを行い、4月10日現在で、1231万695円の義援金が集まりました。

これらの義援金は、日本赤十字社や日本共同募金会を通じて、被災者に配られることになり、今回の震災は広範囲におよび、行方不明者も多数であることから、被災者に義援金が配分されるのはまだまだ時間がかかる見込みです。

そこで、市は社会福祉協議会と協力して、義援金とは別に、市が独自に行う被災者救援活動に充てるため「勝山市東日本大震災救援寄附金」の受け付けを新たにを行います。

引き続き、皆さまからのご支援をよろしく願います。

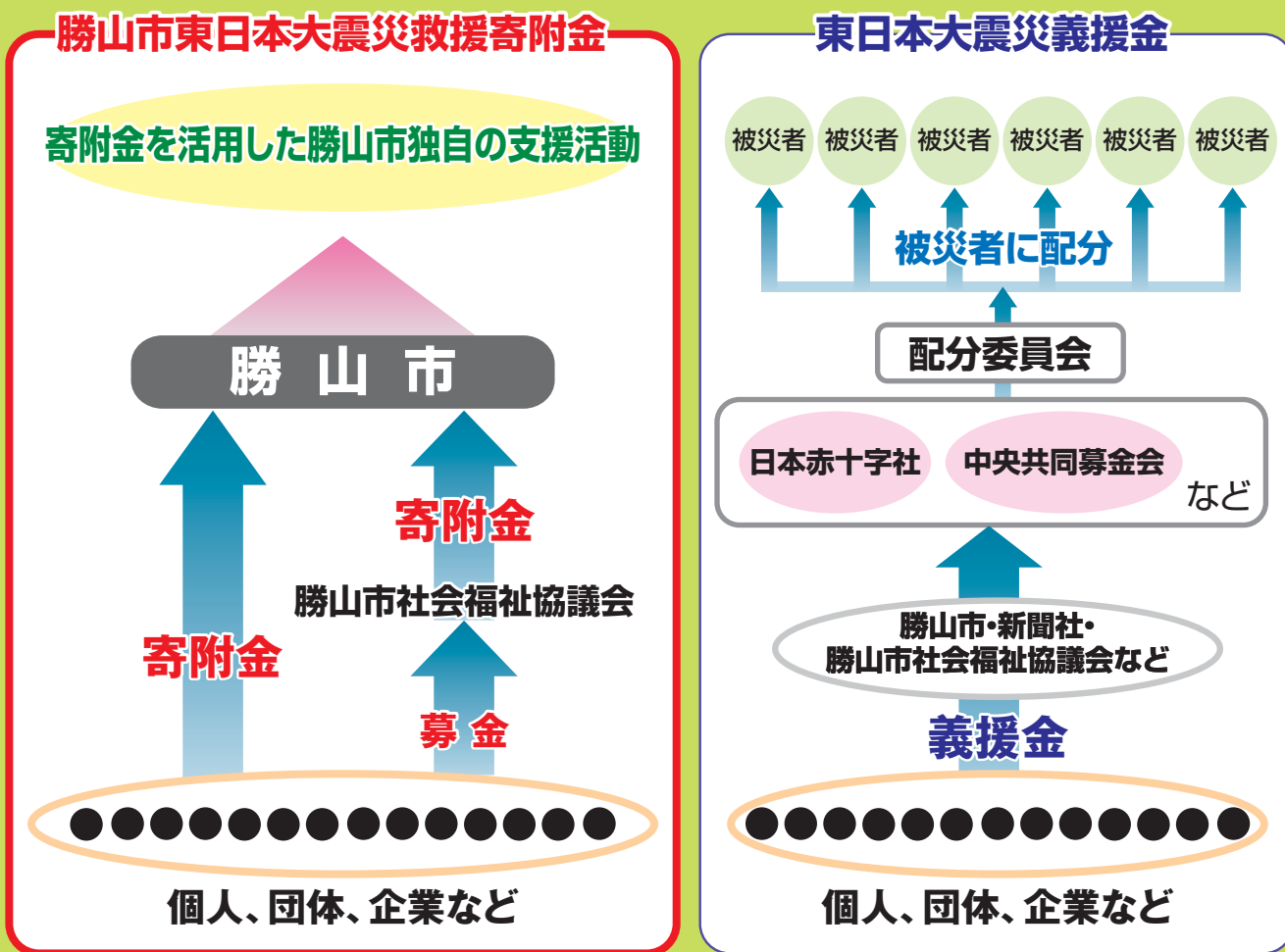
寄附金の使途▼勝山市が独自に行う東日本大震災の被災者に対するさまざまな支援

受付期間▼9月30日（金）まで

受付場所▼

- ・市役所（会計課窓口）
 - ・すこやか（福祉・児童課窓口、社会福祉協議会窓口）
- ※寄附金控除の対象となります

寄附金と義援金の流れのちがい



東日本大震災による被災者のかたへ

勝山市は積極的に支援します

災害見舞金を支給します

市は、東日本大震災により市内に移住または一時的に避難されたかたに対して「勝山市東日本大震災被災者見舞金」を支給しますので、当座の生活に必要な身の回りの準備などにご活用ください。

対象▶東日本大震災にかかる災害救助法の適用を受けた地域（ただし、東京都は除く）のかたで、勝山市に移住し、1か月以上の滞が見込みがあるかた

対象期間▶3月11日（金）から当分の間

支給額▶世帯員1人につき1万円（1人1回限り）

申請方法▶申請書に必要事項を記入し、福祉・児童課へ提出してください

※申請書は市役所と福祉健康センター「すこやか」にあります

市では、東日本大震災により被災された地域や市内に移住または、一時的に避難されたかたに対して、次のようなことも積極的に支援していきます。

被災されたかたや被災地にご親戚、ご友人がおられるかたは、災害被災者移住等相談窓口までご相談ください。

災害被災者移住等相談窓口
（未来創造課）

☎ 88-1115

住まい

- ◆公営住宅や1戸建て住宅（市民から提供のあった空き家）への入居を支援します
- ※上下水道料金・公営住宅家賃は、平成23年9月末まで免除されます（光熱費などは実費となります）
- ◆家具・家電などの生活必需品の支給については、ご相談ください



出産・子育て

- ◆妊婦教室や母乳・育児相談など、さまざまな教室や相談会を開催しています
- ※災害救助法の適用を受けた地域のかたは、予防接種、妊婦健診、乳幼児健診を無料で利用できます
- ◆保育園や幼稚園への入所や保育料については、ご相談ください
- ※平成23年9月末までは、無料で利用できます
- ◆児童センターや子育て支援センターは、無料で利用できます
- ◆ベビーカーやチャイルドシートなどを貸し出します（有料）

学校

- ◆小中学校への転校をご希望の場合、その手続きなどを支援します
- ※高校への編入については、県教育委員会が窓口となります
- ◆学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費、修学旅行費は市が支援します（ただし給食費は除きます）



高齢者・障がい者福祉

- ◆介護サービス（デイサービスやヘルパーなど）や障がい福祉サービス（生活介護など）が必要なかたは、ご相談ください
- ◆ベッドや椅子などの介護福祉機器を貸し出します（有料）



その他

生活福祉資金の貸し付けを行います。条件など詳しくはご相談ください。